

自由民主党が平成21年度税制改正大綱を発表

12月12日（金）に自由民主党から平成21年度税制改正大綱が発表されました。注目された相続税の課税方式の見直しは引き続き検討事項とされたほか、金融証券税制は現行制度を3年間延長、土地住宅税制も住宅ローン控除制度の拡充、各種軽減税率、事業用資産の買換特例も期限延長など、昨今の景気悪化を反映した内容となっています。中小企業の法人税の軽減税率の引下げも行われています。

（長掛栄一）

個人関連の主な税制改正項目

大分類	小分類	内容	時期等
相続税	取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設	<p>経営承継相続人が、非上場会社を運営していた相続人から相続等によりその会社の株式等を取得し、その会社を運営してゆく場合には、経営承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（相続開始前からすでに保有していた議決権株式等を含めて、その会社の発行済議決権株式等の3分の2に達するまでの部分に限る。）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予することとする。</p> <p>「経営承継相続人」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた一定の非上場会社の後継者をいう。</p> <p>相続税の納税猶予の適用を受ける場合も、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例適用を認める。</p> <p>特定同族会社株式等に係る課税価格の計算の特例は、平成21年3月31日をもって廃止する。（経過措置あり）</p> <p>特定同族会社株式等に係る贈与税の相続時精算課税制度の特例は、経過措置を講じたうえ、廃止する。</p>	平成20年10月1日以後の相続等について適用を可能とする。 本制度を利用する平成21年3月31日までの間に開始した相続については申告期限を平成22年2月1日まで延長
	取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度の創設	<p>後継者が、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社を運営していた親族から、贈与によりその保有株式等の全部（贈与前から既に後継者が保有していたものを含めて、発行済み議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。以下「猶予対象株式等」という。）を取得し、その会社を運営していく場合には、その猶予対象株式等の贈与に係る贈与税の全額の納税を猶予することとする。</p> <p>贈与者の死亡時には、猶予対象株式等を相続により取得したものとみなして、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額を計算する。その際、経済産業大臣の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予を適用する。</p>	
	農地に係る相続税の納税猶予等の見直し	<p>・農地に係る相続税の納税猶予について、次の措置を講ずる。（下線部分は市街化区域外の農地のみ）</p> <p><u>農業経営基盤強化促進法の規定に基づき貸し付けられた農地を適用対象とする。</u></p> <p><u>市街化区域外の農地について本特例の適用を受ける者については、20年間の営農継続により猶予税額が免除される措置を廃止する。</u></p>	農地法等の一部を改正する法律(仮称)の施行日以後の相続若しくは遺贈又は贈与に適用

大分類	小分類	内容	時期等
相続税	農地に係る相続税の納税猶予等の見直し	<p><つづき></p> <p>猶予期間中に身体障害等のやむを得ない事情により営農継続が困難となった場合は、農地の貸付け(営農の廃止)をしたときについても、納税猶予の継続を認める。</p> <p>災害・疾病等のやむを得ない事情のため一時的に営農できない場合について、営農継続しているものとする取扱いを明確化する。</p> <p>納税猶予適用者(20年間の営農継続により猶予税額が免除される者を除く。)が、特例適用農地を譲渡等した場合に納付する猶予税額に係る利子税については、税率を年3.6%(現行年6.6%)に引き下げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税猶予の取消事由となる「耕作の放棄」について、該当要件の見直しを行う。 ・その他贈与税の納税猶予等について、所要の見直しを行う。 	農地法等の一部を改正する法律(仮称)の施行の日以後の相続若しくは遺贈又は贈与に適用
金融証券税制	上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率特例見直し	平成21年1月1日から平成23年12月31日までの上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)とする。	
	少額の上場株式等投資のための非課税措置創設	上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る10%軽減税率が廃止され20%本則課税が実現する際に、少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設する。	平成24年以降
	生命保険料控除制度の改組(既存契約は現行制度を継続)	<p>新制度施行日後に契約締結した生命保険契約等の生命保険料控除を次の3種類に改組(限度額は各種類ごとに所得税4万円、住民税2万8千円ずつ)</p> <p>介護医療保険料控除 一般生命保険料控除 個人年金保険料控除</p>	平成24年分以降の所得税、平成25年度分以後の住民税
土地住宅税制	住宅ローン控除制度	<ul style="list-style-type: none"> ・居住年が平成21年の場合、控除期間10年、借入残高の限度額5,000万円、控除率1.0%(認定長期優良住宅は1.2%) ・所得税で控除しきれなかった残額は、住民税から控除可能(最高9.75万円) 	平成21年から平成25年
	土地等の長期譲渡所得の1,000万円特別控除	平成21年、22年に取得した国内にある土地等で所有期間5年超のものを譲渡した場合、当該譲渡所得の金額から1,000万円を限度に譲渡所得金額を控除する	平成21年、22年に取得した土地等
	事業用資産の買換え特例	所有期間10年超の事業用資産の買換え特例の適用期限を平成23年12月31日まで延長する	
	土地の売買に係る登録免許税の軽減措置	<p>現在～平成23年3月31日： 10/1000</p> <p>平成23年4月1日～平成24年3月31日： 13/1000</p> <p>平成24年4月1日以降： 15/1000</p>	
	住宅用家屋に係る軽減措置	所有権保存・移転登記、抵当権設定登記に伴う登録免許税の軽減措置を平成23年3月31日まで延長する	
	不動産取得税の特例措置	宅地の課税標準(価格×1/2)の特例、商業地の標準税率を3%とする特例、住宅用家屋の特例の適用期限を平成24年3月31日まで延長する	
	印紙税特例措置	不動産の譲渡に関する印紙税の税率の特例措置の適用期限を平成23年3月31日まで延長する	